資料１－１

石巻市生成ＡＩ利用ガイドライン（案）

１　目的

本ガイドラインは，市民サービスの利便性向上や効率的・効果的な行財政運営の実現のため、業務において生成ＡＩを安全に利用できる環境を整えるとともに、本市の保有する情報資産の安全性確保及び生成ＡＩから得られた情報の適切な利用を図るために必要な事項を定めるものである。

２　生成ＡＩの定義

本ガイドラインにおいて「生成ＡＩ」とは「質問や指示など入力した情報に対して文書や画像等の生成物を出力することを目的とした、約款や利用規約などが一般に広く公開された外部サービス及び当該サービスと連携して動作する別のサービスやプログラム」として定め、「入力した情報を生成ＡＩ自身の学習データとして利用されないよう、あらかじめ設定されたもの又は利用者自ら設定できるもの」とする。

３　対象とする職員の範囲

一般職員（労務職を除く。）

４　対象とする業務の範囲

職員は、次の各号に掲げる業務等について、生成ＡＩを利用することができる。

(1)　情報を校正、改善、翻訳する。
(2)　情報の検索、整理、解析及び同定する。
(3)　着想や発想を得る又はアイデアを創出する。
(4)　文章、画像、絵、写真、音、音楽、映像等を作成する。
(5)　関数やマクロなどのプログラムを作成する。
(6)　その他、所属長が認めるもの。

５　生成ＡＩに入力する情報に関する遵守事項

生成ＡＩに入力する情報は、学習データへの利用の有無にかかわらず、その思考過程の中で一時的に情報が記憶されることから、入力する前に次の各号に掲げる事項を確認し、一般に広く公開されている情報だけを入力すること。

(1)　生成ＡＩ自身の学習データとして利用されないよう対処がなされていること。
(2)　情報漏えいにつながる個人情報等を含まないこと。
(3)　申請や届出など他の業務や目的のために入手した情報が、申請者等の許諾なく、本来の用途とは異なる目的達成のために使用されていないこと。
(4)　本市が秘密保持義務を課されて開示された秘密情報を含まないこと。

(5)　非公開情報や公開前情報を含まないこと。
(6)　他人が作成した文書など、第三者が著作権を有している情報を含まないこと。
(7)　ロゴやデザインなど、商標権又は意匠権を有する情報を含まないこと。
(8)　石巻市情報セキュリティポリシー（令和５年石巻市訓令第２１号）で規定する機密性３及び機密性２の情報を含まないこと。

6　生成ＡＩが出力した生成物に関する遵守事項

生成ＡＩが出力した生成物を実際に業務に用いる場合は、生成ＡＩに対して質問や指示などを行った職員が、次の各号に掲げる事項を確認した上で、そのまま利用するのではなくできる限り加筆や修正等を行うこと。

(1)　事実であること。
(2)　誤りがなく、第三者に誤解を与えるような表現を含まないこと。
(3)　差別や偏見がなく、公平であること。
(4)　わいせつ、グロテスク、暴力や犯罪を助長するような表現を含まないこと。
(5)　名誉や信用を害する表現や不快にさせる表現を含まないこと。
(6)　既存の著作物と同じ又は類似していないこと。
(7)　商標権や意匠権など第三者の権利を侵害していないこと。
(8)　第三者の生命・身体・財産等に危害を及ぼす表現を含まないこと。
(9)　著名人の肖像や氏名の持つ顧客吸引力から生じる経済的な利益及び価値を排他的に利用する権利（パブリシティ権）を侵害する情報を含まないこと。
(10)　情報漏えいにつながる個人情報等を含まないこと。
(11)　プログラムに誤りや情報漏えい等につながる欠陥がないこと。
(12)　生成物の著作権を保護する必要がないこと。
(13)　その他、本市として説明責任を負うことができる内容であること。

7　生成物の利用に関する遵守事項

(1)　生成ＡＩが出力した生成物の一部又は全てを利用する場合は、加筆や修正等の有無にかかわらず、生成ＡＩを利用して作成したことを起案等に記載すること。
(2)　生成ＡＩが出力した生成物を対外的にそのまま利用する必要がある場合は、生成ＡＩにより作成したことを生成物に記載すること。

8　利用の停止

生成ＡＩの約款等の変更や新たなリスクの発生等が確認され、業務への利用を継続することで本市の不利益につながる恐れが生じると判断された場合は、生成ＡＩの利用を直ちに停止し所属長に報告すること。

９　利用実績の報告

所属長は、次の各号に示す利用の実績を求められた場合、速やかに報告しなければならない。

(1)　生成ＡＩを利用した業務の名称及び業務に要した期間

(2)　生成ＡＩの利用目的と業務期間内における利用頻度

(3)　生成ＡＩが出力した生成物の利用方法や情報提供先

１０　その他

本ガイドラインに関する事項については、復興企画部ＤＸ推進課において対応する。

附　則

本ガイドラインは、令和６年１１月１日から施行する。